

# 住まいの無料耐震診断のご利用にあたって・・・

住まいの無料耐震診断を利用できる住宅（共同住宅、長屋住宅、店舗などとの併用住宅も含む）は、次に該当することが必要です。

★昭和56年5月31日以前に建てられた（工事着工された）木造住宅

【対象外の住宅】 ●鉄骨造の住宅 ●鉄筋コンクリート造の住宅 ●ブロック造の住宅  
●木造丸太組み工法(ログハウス)の住宅 ●木造プレハブ工法の住宅 など・・・

※住宅の屋根・壁・床等の損傷・劣化の状態により、耐震診断の現地調査の際の建物内部への立ち入りに危険が伴うおそれがある場合は、診断ができない場合があります。

鈴鹿市長

年 月 日

鈴鹿市木造住宅耐震診断事業実施要綱第4条の規定に基づき、木造住宅耐震診断を受けたいので、下記のとおり申込みます。なお、申込みにあたって、鈴鹿市木造住宅耐震診断事業要綱に定める対象建築物であること及び所有者（所有しようとする者を含む）であることを確認するために、鈴鹿市が公簿等で照合を行うことに同意します。

## 木造住宅 住まいの無料耐震診断申込書

申込み者	ふりがな		
	申込み者氏名		
	申込み者の住所	〒	—
		鈴鹿市	
	連絡方法	自宅電話番号	— —
		携帯電話番号	— —
自治会取りまとめの場合 自治会名			
住宅の所在地	申込み者住所と	申込み者住所と異なる場合、住宅の所在地をご記入ください。	
	同じ ・ 異なる	〒 — 鈴鹿市	
住宅の建築年次 (工事着工年次)	明治・大正・昭和	年 月 * (昭和56年5月31日以前に工事着工したものが対象)	
申込み住宅の棟数	( ) 棟	* 同じ敷地内にある他の住宅(離れなど)も、住まいの無料耐震診断の対象の住宅であれば、同時に申込みます。診断希望の住宅の棟数をご記入ください。	
住宅所有者の氏名 (賃貸住宅などは所有者しか申込みません。)	申込み者と	申込み者と所有者が異なる場合、所有者をご記入ください。	
	同じ ・ 異なる		
お伺いする診断者へのメモ (連絡方法・時間など)	※診断結果により、補助制度があります(補強・除却・結果を見て)検討		
* 賃貸住宅・共同住宅・長屋住宅の場合は、所有者の方しか申込みません。申込みには入居者全員の同意が必要です。別に同意書(様式は任意)を添付してください。		市処理欄 登録日 / / 担当	